

豊能町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年8月

豊能町教育委員会

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状              | 1 |
| 2. 目標                    | 2 |
| 3. 計画の期間                 | 3 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて | 6 |

## 1. 計 画 の 趣 旨 ・ 現 状

### (1) 計画の趣旨

AI 技術の発展や技術革新、地政学的な緊張の高まりや経済の不安定化など、世界情勢における見通しの不確実性や不透明性が高まっているといわれている中で、これからの社会がどんなに変化して予測困難になっても、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動し、それぞれがめざす道を切り拓いていくことができるよう、学校教育では、子どもたちにこのような変化の激しい「社会を生き抜くための力」を育成することが求められている。本町では令和 8 年 4 月に東・西地区に義務教育学校 2 校を開校し、一貫性・継続性・発展性を大切に「未来を拓く教育」を目指しているところである。

一方、学校に求められる役割は多種多様化しており、それに伴う教育職員の業務が長時間に及ぶ状況は、全国的な課題となっている。本町が目指す「未来を拓く教育」を実現するためには、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員が働きやすさと働きがいと両立できる環境を整えることが必要である。

教育職員が自らも学ぶ時間を確保しながら、指導力を高めるとともに、その専門性を最大限に発揮した上で、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、豊能町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するものである。

### (2) 本町の現状

本町では、教育に関する施策の基本的な指針として年度ごとに策定する「豊能町教育基本指針」において、平成 30 年度から教職員の働き方改革を項目として位置づけ、教職員が児童・生徒と過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、在校等時間管理及び健康管理等、教職員の「働き方改革」への取組を進めてきた。

これまでも、学校閉庁日やノークラブ・デーの実施を通じて教育職員の意識改革を進めるとともに、留守番電話や校務システムを活用し、業務の効率化を進めてきたところである。

## 2. 目 標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

◆ 1人当たりの平均年間時間外在校等時間を 360 時間以内とする。

本町における 1 年間時間外在校等時間（令和 6 年度実績）の平均値は、小学校で 331.3 時間／年、中学校で 398.6 時間／年となっており、中学校においては「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）において、業務を行う上限時間の原則とされている 360 時間／年を上回る状況となっている。後述する業務量管理に関する取組を進め、1 人当たりの平均年間時間外在校等時間を 360 時間／年以内とすることを目指す。

◆ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える職員の割合をゼロにする。

1 箇月時間外在校等時間については、指針における上限時間の原則とされている月合計 45 時間を上回る傾向があり、特に中学校においては、月によっては臨時的な特別の事情がある場合の上限時間である月当たり 100 時間を超える職員も散見されている状況である。後述する業務量管理に関する取組を進め、1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える職員がゼロとなることを目指す。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

◆ 年間の年次休暇の平均取得日数を 16 日以上にする。

本町の学校における年次休暇の平均取得日数（令和 7 年度実績）は、小学校で 16.5 日／年、中学校で 14.7 日／年となっている。本町では、令和 8 年 4 月から東西 2 校の義務教育学校を設置していることから、小中学校の区別なく各学校の年次休暇平均取得日数を 16 日／年とすることを目指す。

◆ ストレスチェックの受診率を 100%にする。

メンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働安全衛生法の規定により事業者にはストレスチェックの実施が義務付けられており、今まで努力義務とされていた労働者数 50 人未満の事業場にも令和 10 年 4 月から実施が義務付けられることとなっている。

本町でのストレスチェックの受診率は、令和 6 年度実績で 78.9%（町費・府費負担教職員の合計）であるが、メンタル不調を未然に防止し、職員の心身の健康確保に資するため、ストレスチェックの受診率 100%を目指す。

◆ ストレスチェックにおける高ストレス者及びストレス反応（高い）の割合を 30% 以下にする。

ストレスチェック実施の義務化とともに、事業者には検査結果の集団分析の実施が努力義務とされている。本町でもストレスチェックの検査結果を基に、特定の個人が識別されないよう集団分析を実施しているが、令和 6 年度の結果において、高ストレス者及びストレス反応（高い）の割合が 35.7%（町費職員及び府費負担教職員の合計）となっている。後述の健康確保措置に取り組み、職員の心理的負担を軽減し、高ストレス者及びストレス反応（高い）の割合を 30.0%以下に減少させることを目指す。

### 3. 計 画 の 期 間

令和 8 年度～令和 11 年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・本町では、義務教育学校の再編に伴い、学校運営協議会（開校準備委員会）を中心に、従前から保護者や地域の方々をお願いしていた見守り体制を見直したところである。今後も保護者や地域の方々と連携し、登下校時の児童生徒の見守り活動を推進する。

##### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

・放課後から夜間における日常的な見回りについては、警察その他関係者が実施する見回りに委ねることとし、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な場合を除き、学校による自主的な見回りは原則として行わないこととする。また、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することについて、認識を共有していく。

##### ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

・地域学校協働活動の実施については、地域学校協働本部を中心に実施するとともに、学校との連絡調整についても、教職員間で適切な役割分担を実施していく。

##### ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・過剰な苦情や不当な要求により学校で対応が困難な事案については、教育委員会事務局と連携し相談体制を整えとともに、事案によっては弁護士による相談も視野に入れた体制を整える。

#### ロ 教師以外が積極的に参画する業務

##### ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、調査の回答に係る事務負担を軽減するとともに、保護者連絡ツール（すぐーる）を活用し、保護者等への連絡に係る負担の軽減を図る。

- ◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3 分類」⑧関係）
  - ・ICT 支援員や GIGA スクールサポーターの活用により、ICT 機器、ネットワーク設備の日常的な管理に係る負担の軽減を図る。
- ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3 分類」⑨関係）
  - ・学校の水泳授業については、スポーツセンターシートスによる委託を進め、プール管理に要する負担の軽減を図る。
- ◆部活動（「3 分類」⑬関係）
  - ・部活動については、令和 10 年度中の地域移行を目指すとともに、それまでの移行期間についても、可能な種目から地域移行を進めるとともに、学校部活動として活動する時間の適正化を図る。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆学習評価や成績処理（「3 分類」⑯関係）
  - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。
- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑰関係）
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒、保護者への相談体制を整えるとともに、町の福祉部局とも連携し、町全体で支援を実施する体制を整えていく。

## （２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・校務支援システムや保護者連絡ツール（すぐーる）等のデジタル技術を活用し、業務の効率化を図る。
- ・留守番電話の設置、運用を継続し、教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備する。

### （３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を踏まえ、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月あたりの時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 教育職員の相談窓口として産業医を配置し、教育職員の心身の健康問題に関する指導、助言を求めることができる体制と職員への個別保健指導ができる体制を整える。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ ストレスチェックの受診率 100%を目指すとともに、高ストレス者の割合を 30%減少させる。
- ・ 現在実施している長期休暇における学校閉庁日及び週当たり平日 1 日、休日 1 日の部活動休養日を今後も継続的に実施する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員在校等時間の状況を把握し、毎年度、本町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、現在のタイムカードにより把握するとともに、今後導入を予定している出退勤管理システムも活用していく。その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。



・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる時は、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者・地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の皆さん等に対して、本町における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。